

京都市食品等の自主回収情報に関する公表要領

(概要)

第1条 この要領は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第58条第1項及び食品表示法(平成25年法律第70号)第10条の2に基づき食品関連事業者等が届け出る食品等の回収(以下「自主回収」という。)に係る情報について公表に必要な事項を定めるものとする。

(公表)

第2条 市長は、食品関連事業者等から報告された自主回収情報の公表を、市のホームページに掲載することにより行うものとする。

2 自主回収着手届が提出された際の市ホームページへの掲載内容は次の項目とする。

- (1) 回収に着手した年月日
- (2) 回収する食品等の名称
- (3) 回収する食品等を特定する情報
- (4) 回収する理由
- (5) 回収方法
- (6) 当該食品等が飲食の用に供されたことに起因する危害の発生の有無
- (7) その他参考事項

3 前項の市ホームページへの掲載については、自主回収着手届の受理日以降速やかに開始し、自主回収終了届の受理日までとする。

4 自主回収変更届が提出された際は、受理日以降速やかに市ホームページの掲載内容を修正する。

5 自主回収終了届が提出された際の市ホームページへの掲載内容は、次の項目とする。

- (1) 回収を終了した年月日
- (2) 回収した食品等の名称
- (3) 回収した食品等を特定する情報
- (4) 回収した食品等の数量
- (5) その他参考事項

6 前項の市ホームページへの掲載については、自主回収終了届の受理日以降、7日間ホームページに掲載した後、終了する。

なお、食品関連事業者等が廃業等により自主回収終了届が提出されない場合であって、医療衛生センターからの報告により商品の流通がないと判断された場合には、速やかに市ホームページへの掲載を終了する。

7 第1項から第6項の規定による公表は、自主回収情報を厚生労働省又は消費者庁において食品衛生申請等システム(電子申請システム)を活用して、消費者等に情報提供された場合に、当該システムの検索方法を市ホームページに掲載することをもってこれに代えることができる。

(事務処理)

第3条 本制度による事務処理について留意事項は次のとおりとする。

- (1) 自主回収着手届、自主回収変更届及び自主回収終了届の受理は、医療衛生センターとし、受理後直ちに医療衛生企画課へ報告する。
- (2) 医療衛生企画課は、医療衛生センターが受理した届出に基づき、速やかに市ホームページに掲載する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。